

福岡市障がい児療育のあり方検討委員会設置要綱

（設置目的）

第1条 南部地域の療育環境整備にあたり、障がい児を取り巻く今日的課題を踏まえ、障がい児療育の今後のあり方について検討するため、福岡市障がい児療育のあり方検討委員会（以下、「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討委員会では、次に掲げる事項について意見の収集を行うものとする。

- （1）南部地域の相談・診断・療育機能の強化について
- （2）既存施設との役割分担について
- （3）その他、前条の設置目的達成に必要な事項

（委員）

第3条 検討委員会の委員は、別表に定める者をもって組織する。

2 委員の任期は、令和2年3月31日までとする。

3 検討委員会に、委員の互選により座長1名を置く。

（会議）

第4条 検討委員会の会議は、こども未来局長（以下「局長」という。）が招集する。

（事務局）

第5条 検討委員会の事務局は福岡市こども未来局こども部こども発達支援課に置く。

（会議の公開）

第6条 検討委員会は原則としてこれを公開する。ただし、その内容が、福岡市情報公開条例第7条各号に掲げる情報（非公開情報）に関するものであるとき、または、検討委員会を公開することにより、当該委員会の適正な運営に著しい支障が生じると認めるときは、この限りではない。

（守秘義務）

第7条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（経費の支弁）

第8条 市は、検討委員会の委員に対し、検討委員会の出席に対して報償費を支弁するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、局長が定める。

附則

（施行期日）

この要綱は、令和元年12月11日から施行する。

別表

委員構成

分野	氏名	所属等
学識経験者	松崎 佳子	広島国際大学大学院 教授
学識経験者	徳永 豊	福岡大学 教授
診断・判定機関	宮崎 千明	福岡市立心身障がい福祉センター センター長
相談支援機関	榎下 和明	福岡市障がい者基幹相談支援センター 課長
療育機関	相部 美由紀	福岡市立あゆみ学園 施設長
療育機関	高井 敏雄	しいのみ学園 施設長
療育機関	緒方 よしみ	児童発達支援センターこだま 施設長
関係機関	藤林 武史	福岡市こども総合相談センター 所長
関係機関	野口 信介	福岡市発達教育センター 所長